

四日市港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和 3 年 3 月

四日市港港湾管理者

四日市港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成23年2月 四日市港港湾審議会
- ・平成23年4月 交通政策審議会第41回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成23年11月四日市港港湾審議会
- ・平成23年12月交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成24年11月四日市港港湾審議会
- ・平成27年11月四日市港港湾審議会

の議を経た四日市港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

I 変更理由	1
II 港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 危険物取扱施設計画	3
3 専用埠頭計画	4
III 土地造成及び土地利用計画	5
1 土地利用計画	5

変更理由

1. 周囲の用地と一体的な土地利用を図るため、霞ヶ浦地区において公共埠頭計画及び土地利用計画を変更する。
2. 老朽化に伴い利用が低下したため、四日市地区において危険物取扱施設計画を変更する。
3. 立地企業の要請に基づき、霞ヶ浦地区において専用埠頭計画を変更する。

Ⅱ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 霞ヶ浦地区（北ふ頭）

周囲の用地と一体的な土地利用を図るため、以下の計画を削除する。

〔 既設
埠頭用地 1 ha （荷さばき施設用地及び保管施設用地） 〕

2 危険物取扱施設計画

2-1 四日市地区（大協・午起）

老朽化に伴い利用の低下した以下の危険物取扱施設を廃止する。

〔 既設
水深 3.0m 岸壁1バース 延長164m（専用） T1 〕

また、以下の危険物取扱施設を撤去する。

〔 既設
水深 5.0m ドルフィン1バース（専用） T2 〕

3 専用埠頭計画

3-1 霞ヶ浦地区（工業用地）

立地企業の要請に基づき、専用埠頭を以下のとおり計画する。

小型栈橋 1基 [新規計画]

Ⅲ 土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

公共埠頭計画の変更に伴い、土地利用計画について、以下のとおり変更する。

(単位：ha)

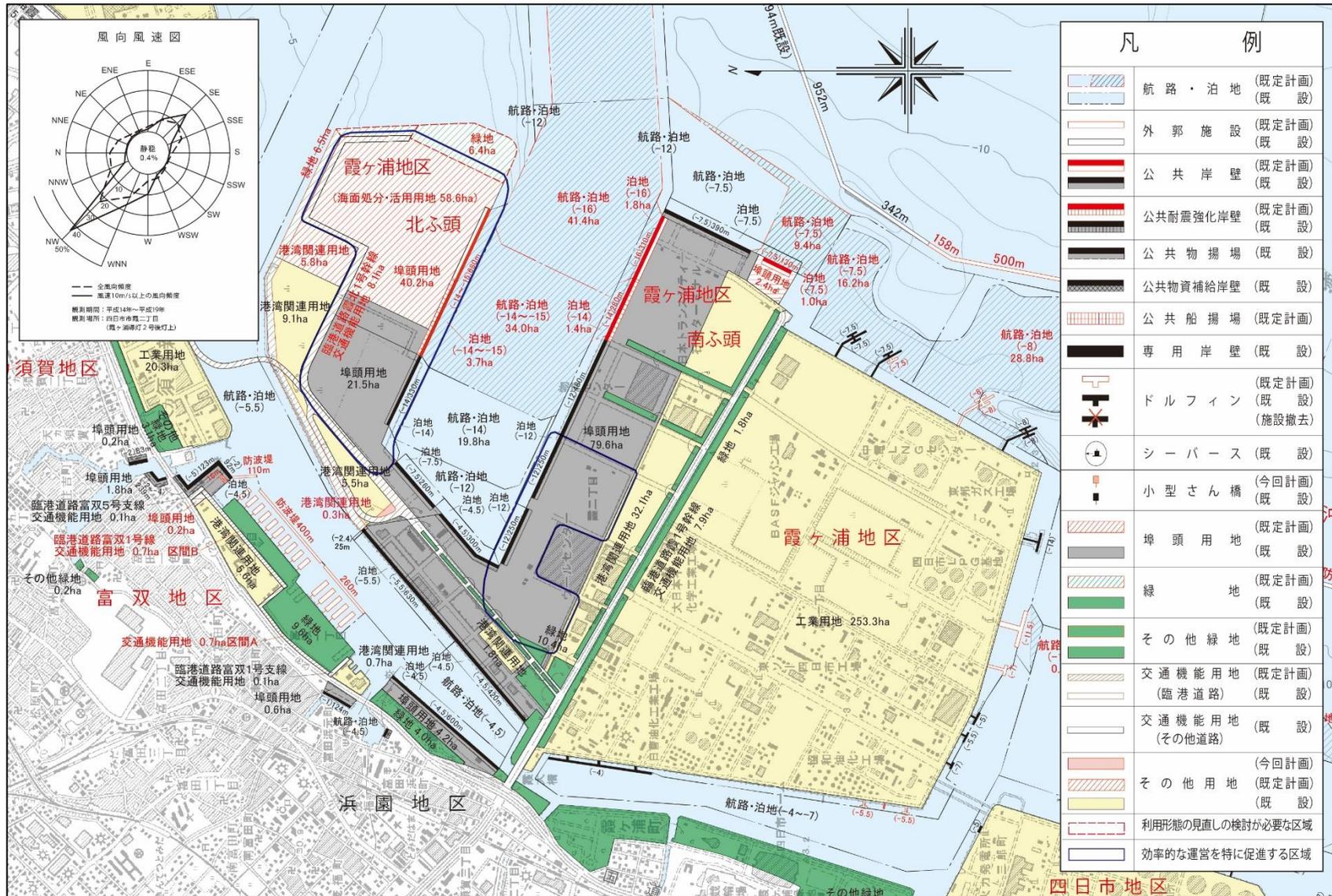
用途 地区名		埠頭用地	港湾関連 用地	工業 用地	交通機能 用地	緑地	合 計
霞 ヶ 浦 地 区	北ふ頭	(62) 62	(21) 21		(12) 12	(13) 13	(107) 107
	南ふ頭	(82) 82	(34) 34		(8) 8	(10) 10	(134) 134
	工業用地			(253) 253		(2) 23	(255) 276
合 計		(144) 144	(55) 55	(253) 253	(19) 19	(25) 46	(496) 517

注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。

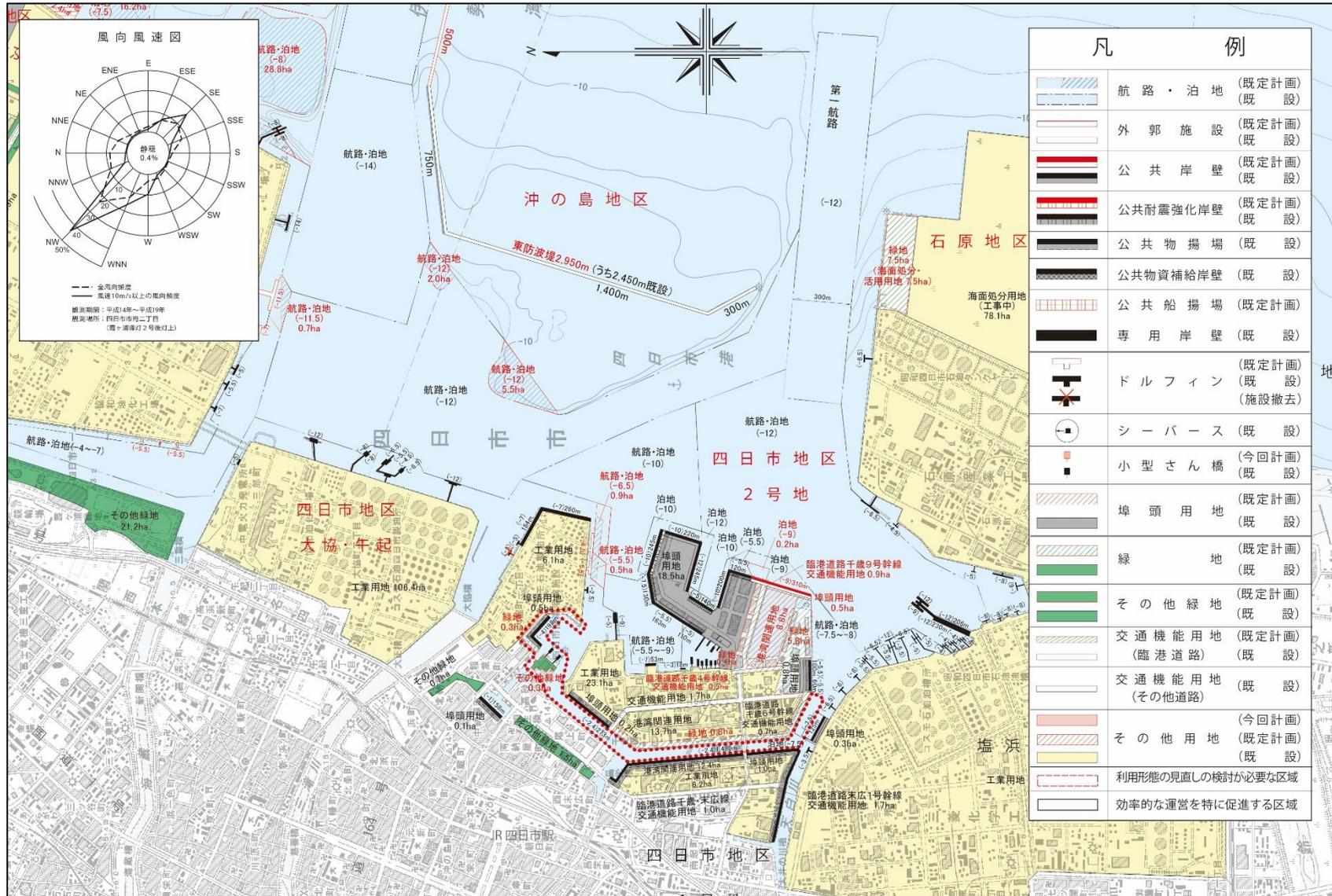
四日市港（霞ヶ浦地区）港湾計画図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製） R 2JHf 528

本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

四日市港（四日市地区） 港湾計画図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製） R 2JHf 528
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。